

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0930 第 9 号にて診療報酬算定方法の一部改正および検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和6年10月1日より適用

《一部改正》

改正後	改正前
抗ミュー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、 <u>卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体として EIA 法、CLEIA 法、ECLIA 法又は CLIA 法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。</u>	抗ミュー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、 <u>卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体として EIA 法、CLEIA 法又は ECLIA 法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。</u>

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	弊社における検査実施状況
HCV 抗体・ HCV コア蛋白同時 検出定性	102 点 / 免疫 (144 点)	「D013」肝炎ウイルス関連検査 の「5」に準じる	未実施
	注 釈 HCV 抗体・HCV コア蛋白同時検出定性 HCV 抗体・HCV コア蛋白同時検出定性は、ECLIA 法により測定した場合に、 「D013」肝炎ウイルス関連検査「5」の所定点数を準用して算定する。		
主な測定目的			
血清又は血漿中の C 型肝炎ウイルスコア蛋白質（HCV コア抗原）及び C 型肝炎ウイルス抗体（抗 HCV 抗体） の検出（C 型肝炎ウイルス感染の診断の補助）			